

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	公営住宅・改良住宅の管理 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八幡浜市は、公営住宅・改良住宅の管理における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシーなどの権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適正な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

公営住宅・改良住宅の管理では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

愛媛県八幡浜市長

公表日

令和8年7月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅・改良住宅の管理事務
②事務の概要	公営住宅法(昭和26年法律第193号)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)及び八幡浜市市営住宅条例(平成17年条例第182号)等に基づき、住宅に困窮する住民に対し、低廉な家賃で賃貸を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①公営住宅入居時の入居資格の確認 ②公営住宅入居時の家賃の決定 ③公営住宅入居後の収入所得状況の確認 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認
③システムの名称	1. 公営住宅システム 2. 収納消込システム 3. ID連携サーバ(団体内統合利用番号連携サーバ) 4. 中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 住宅ファイル 2. 収納消込ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第9条第1項 第2条の表27、52の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号に基づく主務省令 別表53、76の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	産業建設部建設課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒796-8501 愛媛県八幡浜市北浜一丁目1番1号 八幡浜市役所 総務企画部 総務課 行政係 TEL 0894-22-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒796-0292 愛媛県八幡浜市保内町宮内1番耕地260番地 八幡浜市役所 産業建設部 建設課 住宅係 TEL 0894-22-3111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[☐]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[☐]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行い、専用のUSBメモリを使用して管理・保管することを徹底している。また、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底していることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、パスワード認証によって限定しており、権限の適切な管理を行っていることから、権限のない者によって不正に利用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月20日	I 5②所属長	財政課長 藤堂 耕治	財政課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
平成29年4月20日	II 1対象人数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年4月20日	II 2取扱者数	平成26年12月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 5②所属長	財政課長	課長	事後	・事前通知が義務付けられない(地方公共団体)
令和1年6月28日	II 1対象人数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II 2取扱者数	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 1対象人数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和2年6月1日	II 2取扱者数	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	I 4②法令上の根拠	1. 番号法 第19条第7号	1. 番号法 第19条第8号	事後	・しきい値判断の結果に該当しない変更事項
令和3年6月21日	II 1対象人数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年6月21日	II 2取扱者数	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 1対象人数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和6年4月30日	II 2取扱者数	令和3年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月31日	I 3法令上の根拠	番号法別表第一第19、35項	番号法別表27、52の項	事後	法改正
令和7年7月31日	I 4②法令上の根拠	番号法 第19条第8号、別表第二 第31、54項	番号法主務省令第2条の表53、76の項	事後	法改正
令和7年7月31日	II 1対象人数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年7月31日	II 2取扱者数	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月31日	I 5①部署	総務企画部財政課	産業建設部建設課	事後	機構改革
令和8年7月31日	I 8連絡先	総務企画部財政課住宅係	産業建設部建設課住宅係	事後	機構改革
令和8年7月31日	II 1対象人数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正
令和8年7月31日	II 2取扱者数	令和7年4月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	時点修正